令 和 6 年 3 月 26 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野町長 常石 博髙

市町村名		田野町
(市町村コード)		(39303)
地域名		平地地区
(地域内農業集落名)		(芝•千福•開•日野•上地)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月25日
励哉の結果を取り	たとめた平月口	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者も少なく、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に 農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え 地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

また、圃場について、小区画や不整形等により、耕作がしにくいうえ、作業効率が悪い状況である。

このため、経営体が耕作しやすい圃場整備の検討や分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り 組める新たな高収益作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、一部の地域では有害鳥獣による農作物への被害もあることから、防除体制の強化が必要である。

### 【地域の基礎的データ】

主な作物:施設野菜(ナス)、露地野菜(オクラ等)、水稲

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要品目である施設野菜(ナス)、水稲について、生産の維持・拡大を図るため、経営の規模拡大に取り組む農業者や新規就農者へ農地の集積・集約化を進める。

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、条件整備により、生産効率を高めることで、担い手への農地集積や高収益作物の導入を図り、地域全体の所得向上を目指していく。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		40.48 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.48 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

j	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に 団地面積の拡大を進めるとともに、担い手等への農地の集積・集約化を行う。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に集約化を進める。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	一部の地域において、小区画や不整形、給排水面に問題を抱える等の農地も一部あることから、農業経営の生産効率の向上や農地の集積、集約化を図るための耕作条件改善に取り組むべく、地域住民の理解を得ながら、 基盤整備事業の着手に向けた検討を進める。
	地域内外から多様な経営体を募り、その意向を踏まえながら地域の担い手として育成していくため、JAや振興センター等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	農業者の高齢化等に伴い、今後適切な農地の維持管理ができない可能性があることから、他地区の集落営農組織への作業受託や農業支援サービス事業者等への農作業委託等、様々な方面での活用を検討し、荒廃農地の発生防止を図る。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①   ①   ②   ②   ②   ②   2   3   3   3   3   3   3   3   3   4   5   5   5   5   5   5   5   5   5
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】 ①イノシシやシカなどによる被害を拡大しないよう、侵入防止柵を設置するとともに、適宜、被害情報等を提供し、有害鳥獣駆除等の対策を効果的に実施する。また、鳥獣の活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地等の発生を抑える。 ⑦保全管理等を進める農地については、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。